

改正民法が建築士業務に与える 影響等に関する説明会 (DVD 講習)

CPD
2 単位

平成 29 年 4 月に改正民法が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。今回の改正は建築士の業務にも影響があり、次の 4 点が重要となります。

1. 「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること
2. 「契約不適合」の効果（追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権）
3. 消滅時効等の期間制限
4. 建築物請負契約の解除

などです。

非常に重要な内容となりますので、受講されることをお勧めいたします。

主 催	(公社)富山県建築士会 (公社)日本建築士会連合会
日 時	① 2019 年 11 月 6 日 (水) 13:30~16:00 ② 2019 年 11 月 13 日 (水) 13:30~16:00 ※講習内容は同じです。いずれかの日程を選んでください。
会 場	富山県教育文化会館 富山市舟橋北町 7-1
定 員	60 名/1 会場 先着順 (定員になり次第締め切り)
講義内容	DVD による講習 ・改正民法について ・改正民法が工事請負契約に与える影響について ・改正民法が設計監理契約に与える影響について
受 講 料	建築士会会員 2,000 円 (テキスト代・税込) 非 会 員 4,000 円 (テキスト代・税込) ※当日受付にて申し受けます。
申込方法	裏面の申込書にご記入の上、FAX にてお申し込みください。

公益社団法人 富山県建築士会

〒930-0094 富山県富山市安住町 7-1 富山県建築設計会館 2 階

TEL 076-482-4446 FAX 076-482-4448